

# スクラム

2026年1月号  
第249号

編集・発行  
「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum\_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

## 新年を迎えるにあたって

委員長 土屋 信二

新年明けましておめでとうございます、と祝賀の挨拶を述べようとしたところに飛び込んできたのが、アメリカによるベネズエラへの軍事侵攻であった。

アメリカ大統領トランプは、3日、アメリカ軍がベネズエラの首都カラカスで軍事作戦を行い、ニコラ・マドウロ大統領とその妻を拘束したと発表した。トランプは表向き「麻薬流入対策」などと言っているが、このことを信じる者は誰もいない。実際には、南米における反米政権の転覆とベネズエラに眠る世界最大規模の原油資源を手に入れようとしたことは明白である。

武力によって他国を侵略し、政権を転覆する、さらには戦略資源を略奪するなどということは、国際法違反であり、主権国家への露骨な内政干渉である。また、ベネズエラが有する民族自決権を破壊する暴挙である。まして霸権国家であるアメリカがそれを行ったことは帝国主義侵略に他ならない。マドウロ政権に対する評価はさまざまだろうが、「自国の運命は自国民自身が決する」問題であり、他国が決するものではない。ましてやアメリカが決するものではない。

今回のアメリカのベネズエラ侵略は、中南米諸国に深刻な影響を広げている。コロンビア、ブラジル、メキシコ、キューバなど、トランプからの恫喝のみならず、現実の軍事侵攻に直面したからである。中南米はアメリカの「裏庭」でも植民地でもない。

### アメリカの霸権主義に反対する！各国の民族自決権を守れ！

一方、日本の高市政権は、今回のアメリカのベネズエラ侵略に対して明確な批判をしていない。いや、できないと言うべきか。高市は年頭の所感で「自由で開かれた国際秩序は揺らぎ、霸権主義的な動きが強まっている」と指摘した。そして、「世界が直面する課題に向き合う」とした。ならば、なぜアメリカの霸権主義に対して、真っ向からの批判ができないのか。武力で他国を侵略し、現状を変革することは許されざることではないのか。ここには高市の二枚舌、ご都合主義が見え隠れしている。中国に対しては、「武力で台湾

解放に踏み切るなら日本は中国に対して戦争も辞さない」と言い放ちながら、アメリカが他国を侵略しても批判もしないのである。このダブルスタンダードには、多くの良識ある労働者・市民が憤っている。

高市政権を打倒し、アメリカによるベネズエラへの軍事侵攻を明確に批判できる国へと日本を変えていかねばならない。

## 孤立出産は犯罪ではない

執行委員 岩下 康子



日本の技能実習制度下で働く移民女性たちの多くは、来日当時、10代後半から40代とされ生殖可能年齢層にあたる。技能実習生は制度上、家族と共に暮らす権利がなく、単身でのみその存在を許されるという、国家による女性のリプロダクティブ・ヘルスへの管理が当然のこととして行われてきた。孤立出産の末に「死体遺棄罪」などの容疑で犯罪者として裁かれる2つの事件をサポートしてきたスクラムユニオン・ひろしまは、彼女たちが抱える様々な個人的な問題と制度の構造的な問題に向き合い、女性のリプロダクティブ・ヘルスについての発信を行ってきた。2026年現在、福岡の技能実習生が2024年に孤立出産した事件において、最高裁に向けて準備を進めている現状を前に、改めて孤立出産について提起する。

### 1. 「妊娠＝帰国」という構造的暴力と孤立

制度上、技能実習生は日本で出産する権利があり、産前産後休業なども認められているが、実態は大きく異なる。多くの実習生は、来日前に送り出し機関から「妊娠したら帰国」という不適切な誓約書に署名をさせられたり、監理団体から同様の発言を日常的に受けたりしている。背景には、来日のために負った100万～150万円もの多額の借金があり、仕事を失うことは家族の破滅を意味するため、彼女たちは妊娠を誰にも相談できないのである。このように、労働力としてのみ扱い、「次世代の再生産（妊娠・出産）」を想定しない制度設計そのものが、女性たちを社会から孤立させ、孤立出産へと追い込んでいる。

### 2. 阻害されるリプロダクティブ・ヘルス／ライツ

孤立出産の背景には、日本における性と生殖に関する健康と権利（SRHR）の欠如がある。

まず、医療アクセスの壁である。妊娠に気づいても、日本語が不自由であることを理由に病院から受診を拒否され、医療通訳が不在で適切なケアを受けられない事例が報告されている。次に選択肢の少なさと高コストである。日本では避妊薬や中絶手術が高額であり、配偶者の同意が必要なケースが多く、経済的に困窮する実習生にとって「産まない権利」行使するハードルが極めて高い。さらに、教育の欠如がある。性教育が不十分な社会文化的な背景もあり、意図しない妊娠を防ぐための情報が当事者に届いていない。

### 3. 刑事罰という名の二次被害：女性のみが負わされる責任

孤立出産が発生すると、法執行機関や社会の視線は一様に母親である女性にのみ向けられる。妊娠させた男性は一切の責任を問われず、女性だけが「死体遺棄」などの罪で裁かれる現状がある。特に、孤立出産は大量出血や意識喪失、精神的なパニックを伴う極限状態であり、そのような状況下で「冷静で適切な遺体処

置」を求めるのは非現実的ではないか。

#### 4. 福岡・グエットさんの事例：最高裁への上告が問いかけるもの

福岡のグエットさんは、知人宅にて一人で死産し、その遺体を一時的にビニール袋に入れて近くにあったゴミ箱に置いた行為が「死体遺棄」にあたるとして、一審・二審で有罪判決を受け、無罪を求めて最高裁に上告している。彼女は帰国させられる恐怖から妊娠を隠さざるを得ず、大量出血による意識喪失を繰り返す中で、既に体内で亡くなっていた子を一人で出産した。彼女は「子を捨てようとは一切考えていない」と訴えている。この裁判が私たちに与える深い洞察は、以下の点に集約される。

**1) 「不自然な行動」の正体：**一審・二審の判決は、彼女の行動を「不自然」と断じたが、それは妊娠や出産の過酷な経験を持たない者による、机上の空論に過ぎない。極限状態の身体的・精神的ショックを無視した司法判断は、法の下の平等に反するものである。

**2) 制度の責任転嫁：**グエットさんを裁くことは、彼女を孤立させた監理団体、企業、そして「妊娠したら帰国」という空気を是認してきた日本社会全体の責任を、一人の脆弱な女性に押し付けることに他ならない。

**3) 共生社会の試金石：**最高裁の判断は、日本が今後、移民を単なる「使い捨ての労働力」として見続けるのか、それとも権利を持った「市民」として尊重し、共に生きる覚悟があるのかを問うものである。グエットさんの今後は、単なる一外国人の裁判結果ではなく、日本の司法が「人間の尊厳」と「構造的不正」を正しく認識できるかという、この国の文明度を測る物差しとなると考える。

現在、福岡をベースとした9団体がグエットさんの支援に当たり、署名と裁判費用のカンパを募っている。皆さんの温かい支援をお願いする。

寄付金の宛先： 郵便振替 外国人技能実習生権利ネット・北九州 01750-8-84519

### スクラムユニオン・ひろしまの歩みから（12）

委員長 土屋 信三

#### IV 「現代の奴隸制度」としての技能実習生制度

##### <ケース4> 日立製作所笠戸事業所での大量解雇事件

2018年9月23日に下松のキリスト教会でユニオンの説明会を開いてほしいという依頼が来た。当日、土屋みどり書記長が外国人技能実習生を支援する会の小松氏と一緒に下松のキリスト教会に出かけた。そこには40名を超えるフィリピン実習生が集まっていた。彼らの口から出た訴えは、とんでもない事実であった。



##### 99名の解雇と4次にわたる強制帰国

日立製作所笠戸事業所で働く約300名のフィリピン技能実習生のうち99名の実習生たちが4次にわたって大量解雇され、強制帰国させられようとしていた。第1陣の解雇者は20名で、すでに入管で「出国準備」のアプリケーションが行われており、在留期間は30日、在留カードにはパンチが開けられていた。この20名については就労もできない状態となっていた。帰国予定日は10月20日である。彼らについては9月20日

に解雇、同日付で 1 か月分の解雇予告手当の支払い通知が出されていた。本人たちも何が起きているのか分からず、中には自分たちが帰国しなければならないことを理解していない人たちもいた。

まず、集まった技能実習生たちに現状の説明を行い、「技能実習生は 3 年間の契約で来日しており、今回のように実習生にまったく責任がなく帰国させられる場合には、会社は残りの期間の賃金を支払う必要があること、また、管理責任を果たせなかったフレンドニッポンには感謝料を求めることができること」を伝えた。そして、この後の対応として、①会社にこれまでの経過説明をさせること。②会社に逸失利益の損害賠償をさせること。③全員で団結して会社との交渉に臨むこと。④スクラムユニオンに加入して闘うことを確認した。  
(次号に続く)

## 闘争短信

### メインストリームの闘争 団交拒否・組合活動への支配介入に反撃

2025 年 7 月 24 日、広島県労委から不当労働救済命令が手交された。主文はすでに報告したとおり、1) 団体交渉に 2 週間以内に応じなければならない。2) 今後不当労働行為は繰り返さないという文書をスクラムユニオンに手交するとともに、職場玄関に縦横 1 メートルの大きさの白紙に明瞭に記載し、2 週間掲示しなければならないというものであった。しかし、メインストリーム・中川理事長は、この命令書の受取さえ拒み、一切履行しなかった。

さらに問題はその後の展開である。同年 7 月 28 日には、K 組合員を職場内の相談室に呼び出し、監禁状態の中で、無理やり「団体交渉の中止のお知らせ」なる文書に署名・押印させた。その中身はこうである。

「パワハラは私の思い違いであり、また令和 6 年 7 月 15 日から 24 日までは病欠でした。したがって、団体交渉は取りやめます。」これで団体交渉は必要ないと考える中川理事長をどう評価したらしいのだろうか？団体交渉を行うか、中止するのかを決定するのはスクラムユニオンであり、代表者の土屋委員長が判断するものだ。そんなことも理解できないのか。「開いた口が塞がらない」とは、まさしくのことであろう。

この時の中川理事長の脅迫、恫喝はすさまじいものだった。K 組合員の報告から抜き出してみる。「理事長から『ここに 200 万円用意したから』と言われたとき、『お金の問題ではないんです』と答えました。ところが、理事長は『ここでそれ（200 万円）を受けないのであれば、私は必ずあなたを相手に 10 億円の損害賠償請求します。ユニオンは絶対助けてくれない。』『どっちかよく考えることです。ここで決断してください。』『この場で決断しないなら、もう訴えます。それで、あなたの人生はおしまいです』と私を脅迫しました。」

3 時間近くの監禁状態の中で、トイレにも行かせてもらはず、水も飲ませてもらえなかつた K 組合員は耐えられなくなり、署名・押印に応じてしまった。中川理事長は勝ち誇ったように「これでユニオンと団交しなくていい」「労働委員会を訴えてやる」などと言い放つのだ。この報告を受けて、すぐさま抗議文をメインストリーム・中川理事長に送付したが、もはや徹底して闘う以外には方法もないのだろうと判断し、第二

次というべき不当労救済申立を行うことを決定した。

### **中川理事長、あろうことか労働審判を申立**

2025年11月7日、メインストリーム・中川理事長はK組合員を相手取って労働審判を広島地裁に申し立てた。債務不存在確認請求事件として申し立てられた内容は以下の二点であった。

- 1, メインストリームには安全配慮義務違反に基づく債務が存在しないこと
- 2, メインストリームには休業補償の支払義務が存在しないこと

なぜ、この二点を挙げているかと言えば、これこそが団交事項の内容そのものだからである。K組合員を監禁状態において「団交中止のお知らせ」に署名・捺印させ、団交をしなくても良くなつたと喜んだのもつかの間、再びスクラムユニオンから不当労救済申立をされてしまった。そのため、団交事項が無効であることを証明しようと悪あがきをしたということである。そこまでして団交を拒否したいのか！？

### **ウソ八百の申立書**

この労働審判申立書は、よくもまあ、こんなにウソを並び立てることができるものだと言うほどでたらめなものであった。

申立書では、事実経過としてメインストリーム事業所内部で疥癬が蔓延した状況が記され、利用者のみならず職員にも感染が広がり 12 名が罹患したとする。その中で重症者が 4 名いて、K組合員もその一員であったと断定している。疥癬にかかった職員に対しては自宅療養を指示したが、K組合員のみがその指示に従わず出勤し続けた。さらに治癒するまで出勤を自粛するよう求めたが、K組合員は出勤自粛も拒絶した。このように感染拡大封じ込め措置にまったく協力姿勢を示さなかつた。その背景には、スクラムユニオンからの指示があったためだと主張している。その結果、疥癬の蔓延を防ぐことができなかつたと結論づけている。

事実はこうである。K組合員は疥癬ではなかつた。K組合員が皮膚科で受けた診断結果は、「虫刺され」（大学病院皮膚科診断）で、「湿疹」（県立安芸津病院の診断）にすぎない。ところが、部長の日谷は、そうした診断を認めようとせず「私はこれは疥癬だと思いますよ。私は皮膚科の先生を信用していません。自分の目しか信じませんから」と疥癬と断定したのである。日谷部長が医師免許を持っているとは聞いていない。K組合員の皮膚を見て疥癬だと診断できるはずもない。

中川理事長は「虫刺され」という診断を見て、疥癬こそはヒゼンダニに咬まれることから発症するのであり、まさに「虫刺され感染症」であるなどと主張する。これが医師を自認する者の言うことか。少なくともK組合員を直接診断して確認したならいざ知らず、憶測で判断するなど信じがたい。また、K組合員が休んでいたときに疥癬が下火になり、彼女が仕事に復帰したらまた疥癬が広がつた。だから、K組合員が感染源だなどという非科学的な主張は許しがたい。

また、スクラムユニオンが疥癬のまん延防止策に反対して、K組合員を出勤させ続けたという事実も一切ない。

われわれはメインストリーム・中川理事長からの労働審判申立に対して、断固たる反撃を行つてゐる。足

立弁護士にお願いして労働審判に対する反論と同時に、本訴への移行を通じて事実を明確にするとともに、中川理事長への損害賠償請求を行う予定である。

### 不当な退職勧奨を受けて

組合員 林 靖雄

私は今回、A 動物病院で不当な退職勧奨を受け、最終的に会社都合退職という形で職場を去ることになった。提示された退職金は、私が受けた精神的苦痛や名誉毀損、生活への影響を考えれば到底相当とは言えない額であった。だが、これ以上を望むなら裁判してくれと言われ、時間的にも経済的にも無理であり、妥協という形で受け入れざるを得なかった。

今回の件で最も強い憤りを覚えたのは、経営者の雇用や労務に関する無知、そして、それを省みることのない傲慢な姿勢である。労働者の立場や尊厳を著しく軽視し、「従業員は私のおかげで生活できている、従業員は口答えせず従えればよい存在」と日ごろから口にしていた。「会社のために自分ができることは全力でやろう、この会社にこれから自分の人生をかけよう、この会社に骨をうずめよう」と覚悟して入社し、全力でこの一年間やってきた人間に対して、話し合いもなく、説明責任も果たさず、一方的に排除する姿勢は、経営者としての資質を疑わざるを得ないものであった。

不当な退職勧奨に個人で対応していたが、会社側が弁護士を立ててきたので、強い孤立感と無力感に苛まれた。経営者は立場の強さを背景に、こちらの訴えを軽んじ、精神的な圧力を当然のように加えてきた。従業員を「理解できない存在」「面倒な存在」と見下す姿勢には、怒りを通り越して深い失望を覚えた。

今回の件はまず労働局に相談した。担当者から紹介いただいた弁護士に相談したときに「スクラムユニオン・ひろしま」の存在を知った。私のような不当な扱いにたった一人で対抗しなければならない者にとってのいわば救世主だ。土屋委員長は私の話を快く聞いてくださった。労働組合が介入したことで、経営者側の不当性が明確になり、態度も変化した。何より「個人対組織」ではなく、「労働者として不当性に向き合う場」が初めて確保されたと感じた。その後、土屋委員長には団体交渉をしていただき心より感謝している。

今回の経験を通じて、問題は個人の能力や姿勢ではなく、経営者の無知と傲慢さにあることを強く実感した。同じように理不尽な扱いを受けている労働者が、一人で抱え込まず、労働組合という選択肢に辿り着く一助となることを願っている。

### 江田島自動車学校

合法性を装った組合潰しを許すな！！

分会長 鈴木 久光

江田島自動車学校にスクラムユニオン・ひろしまの分会ができるのは、2024年7月のことだった。鈴木さんと那須さんの二人で分会結成となった。当時の社長はきわめてワンマンで、「自分が法律だ」というタイプで、鈴木さんへのパワハラを平然と行う人物であった。

江田島自動車学校は2025年2月に経営資本が変わり、四国本社の会社に買い取られ、現代表者である山口氏が社長に就任した。当初は物わかりのいい対応をしていたが、「組合があると知っていたら買収などしなかった」などと思わず漏らすような人物であった。

2025年8月22日に満65歳を迎える那須さんは、7月25日に再雇用の希望を会社に提出した。これに対し、会社は8月6日付書面によって、那須さんが9月10日をもって定年退職となることを通知し、9月10日には、改めて継続雇用申請書を認めず、再雇用しない旨を通知してきた。

### **組合漬しのために就業規則を変更**

山口社長は組合漬しのために、就業規則を変更した。2025年4月に不利益変更される前の就業規則には「社員の定年は満65歳とする。但し、定年に達した者でも、勤務延長を希望する者については、満70歳まで継続雇用する。」と規定されていた。ところが、変更された就業規則では、「定年は満65歳に達した日の直後の賃金締切日をもって定年退職する。」さらに「本人が希望し、会社が業務上必要と認めた場合は、満65歳に達した以降も嘱託社員として有期労働契約に基づいて再雇用することがある」となった。この就業規則を用いて、団交の席上、会社代理人は「那須さんは業務上必要ではありません。よって、満65歳で定年退職してもらいます」と言い放った。そして、業務上必要がないことについての説明もしなかった。「最終的には会社の経営判断の問題です。」というまったく中身のない回答で手を打とうとしたのである。

実際、江田島自動車学校では、教習指導員が不足しており新規募集をかけている状況にある。しかも、那須さんより年長の教習指導員2人は65歳以後も雇用されている。那須さんがスクラムユニオンの組合員であることから、いかにして那須さんを排除するか画策した結果がこれである。那須さんにねらいを定め、就業規則を不利益変更して退職を強要したのである。これはあからさまな不当労働行為である。那須さんは、2025年10月24日、広島地方裁判所呉支部に対して地位保全の仮処分裁判を訴えた。現在係争中である。

### **鈴木さんに対する処分策動**

那須さんを排除した（と思った）会社は、次に鈴木さんをターゲットとして、様々な嫌がらせやパワハラを繰り返してきた。送迎の業務から外して賃金カットを行う、教習上の些細なミスを針小棒大に取り上げて、事故報告書を書かせ注意処分にする、など挙げればキリがないほど日々のいやがらせが続いている。

そのような中で、会社が提示したのが「自宅待機処分」であった。当初、理由は明確ではなかったが、12月26日の団交で明らかとなったのは、生徒とLINEやSNSでやり取りした疑惑があるからということであった。会社側は、生徒と鈴木さんがSNSを通じて連絡を取り合ったことについて、就業規則違反として扱おうとしている。この場合、解雇までも含む処分となる可能性がある。

これは、鈴木さんが那須さんを支援するために生徒や卒業生たちに嘆願書をお願いしたことを指す。那須さんはきわめて丁寧に優しく教習指導していたため、生徒たちからの信望が厚かった。それゆえ、那須さんが退職強要していることを知り、退職を撤回する嘆願書に快く署名してくれた。その数は30名を超えた。

これらの事実に対し、個人情報を勝手に利用して連絡を取った、あるいは個人的に生徒たちと連絡を取り合っていたのではないかとでっち上げを図ってきたのである。あわよくば、これをもって解雇にまで追い込もうとしている。そうでなくとも自宅待機によって経済的に追い込んでいく魂胆である。

江田島自動車学校分会としては、このような不当な攻撃に対して断固として闘っていく決意である。

蒼ざめた馬に乗って 働いて 働いて 働いて 働いて 働いて…



2025年 12月 30日 気まぐれ千鳥足

### スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

12月の報告 (一部抜粋)	1月の予定 (一部抜粋)
2/3日 出雲労働相談	5日 アバンセ団交
4日 太陽の家団交	8日 泰清会団交
5日 DAYS団交	9日 北吉水産団交
6日 安全運輸団交	11日 スクラムユニオン・ひろしま進行員会
7日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	15日 ナックユノ分会
8日 GL裁判、ガミニ入管	16日 県労委結審(栄己建設)
9/10日 出雲労働相談、あさ動物病院団交	17日 北吉水産団交
18/19日 アスベスト被害ホットライン、鍵山労働審判	22日 那須仮処分裁判
22日 県労委調査、YAMATO団交	24日 新規組合員学習会
24日 出雲労働相談、那須裁判、GL裁判	28日 ユニオンネット全国幹事会
25日 あさ動物病院団交	30日 県労委(メインストリーム第一回調査)
26日 江田島自動車学校団交 (他)	2月8日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会 (他)